

認定手数料は、生産行程管理者及び小分け業者とし、次のとおり定めるものとする。

認定手数料: A + B + C + D

内訳	料金	積算根拠
A. 基本手数料 (事前請求)	158,000円	人件費(5日間) + 諸経費(48,000円) <ul style="list-style-type: none"> 申請受付業務費用 判定委員会開催業務費用 判定業務費用 認定事務費用
B. 書類検査手数料 (事後請求)	構成員1名当り @3,100円	書類検査に要する人件費の基準 書類検査: 構成員1名当り1時間 人件費 22,000円 / 7時間 = 3,100円 / 構成員 ----- 対象: 認定申請に関する組織の構成員
C. 実地調査料 (事後請求)	1時間当り @3,100円 (検査員1名当り)	実地調査に要する時間の基準 人件費 22,000円 / 7時間 = 3,100円 / 時間 ----- 実地調査料は、実地調査開始以降の施設間の移動時間も含まれる。ただし、食事等の休憩時間は課金対象外とする
D. 旅費 (事後請求)	実費	事業所 ~ 調査場所 × 往復 <ul style="list-style-type: none"> 本会旅費規程に準じる 補助要員が指名された場合は人数分の旅費を加算する

- (注1) 事前請求とは、本会が認定申請を受理したのち手数料請求する。
- (注2) 事後請求とは、本会が実地調査を終了したのち手数料請求する。
- (注3) 実地調査において、施設が離れている場合等、認定規模が大きい場合で、実地調査の基準時間(17時まで)を超過した時は、時間単位により超過金額を追加徴収するものとする。(時間単価: 3,100円)
- (注4) 人件費の基準額22,000円/日(7時間)を、本会の算出基礎とする。
- (注5) 上記料金はすべて指定口座にお振込みください。なお、送金手数料は申請者負担とさせていただきます。